

肉用子牛の平均売買価格について（令和 5 年度第 1 四半期）

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）に基づく肉用子牛生産者補給金制度の令和 5 年度第 1 四半期の平均売買価格が、品種区分ごとに次のとおりとなり、全ての品種について、平均売買価格が保証基準価格を下回らなかったことから、生産者補給金は交付されないこととなった（7 月 21 日付の官報で告示）。

（単位：円／頭）

|                      |              | 黒毛和種    | 褐毛和種    | その他の肉専用種 | 乳用種     | 交雑種     |
|----------------------|--------------|---------|---------|----------|---------|---------|
| 保証基準価格               |              | 556,000 | 507,000 | 325,000  | 164,000 | 274,000 |
| 合理化目標価格              |              | 439,000 | 400,000 | 256,000  | 110,000 | 216,000 |
| 5 年度<br>第 1 四半期<br>※ | 平均売買価格<br>※※ | 586,800 | 534,000 | -        | 170,200 | 304,200 |
|                      | 補給金単価        | -       | -       | -        | -       | -       |

※「その他の肉専用種」については、令和 2 年度から算定期間を 1 年（4 月～3 月）としている。

※※「平均売買価格」については、指定家畜市場における指定肉用子牛の取引価格から算出している。